

令和6年12月2日から

# 後期高齢者医療保険

## 現行の被保険者証 **廃止** のお知らせ

現行の保険証は、令和6年12月2日以降新規発行されなくなり、「**マイナ保険証**」での医療機関受診が基本となります。

ただし、後期高齢者については令和7年7月末までの間の暫定的な運用として、新規加入者、資格に変更が生じた方、再交付を申請される方には「**資格確認書**」が交付され、これまでの被保険者証と同様に保険診療を受けられます。

### ① 12月1日以前からご加入中の方

令和6年12月1日までに交付された保険証は、記載の有効期限（最長で令和7年7月31日）までご使用できます。保険証の有効期限が切れる前に住所や負担割合等が変更となる場合には、**資格確認書**が申請をいただくことなく送付されます。

医療機関等へ提示することで、従来の保険証と同じように医療を受けることができます。

### ② 12月2日以降に75歳到達される方

**資格確認書**が申請をいただくことなく送付されます。

医療機関等へ提示することで、従来の保険証と同じように医療を受けることができます。

マイナンバーカード  
をご利用ください！

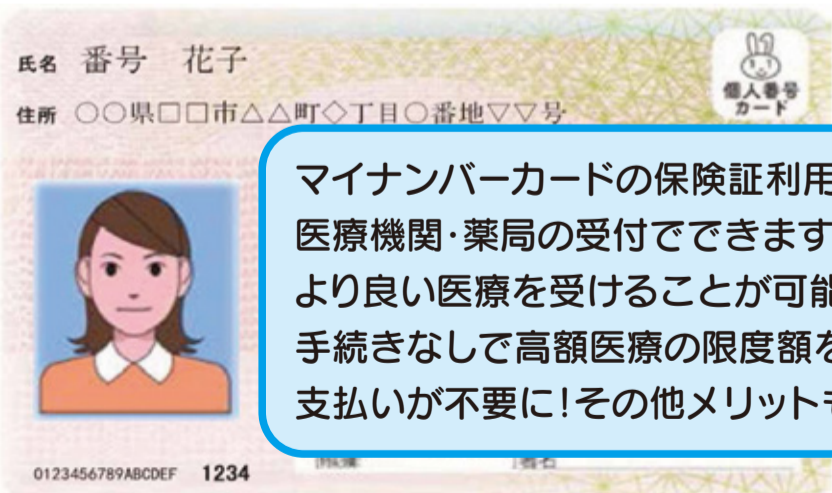


### ③ 12月2日以降、紛失等で再交付を希望される方

12月2日以降は、紙の保険証の紛失等による再交付はできなくなり、「**マイナ保険証**」での医療機関受診が基本となりますが、令和7年7月末までの間の暫定的な運用として、再交付を申請される方には**資格確認書**を交付します。

医療機関等へ提示することで、従来の保険証と同じように医療を受けることができます。

#### マイナ保険証(マイナンバーカード)



マイナンバーカードの保険証利用登録は医療機関・薬局の受付でできます！  
より良い医療を受けることが可能に！  
手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが不要に！その他メリットも！

#### 資格確認書

後期高齢者医療 <b>資格確認書</b>		有効期限	令和 年 月 日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	〇〇〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	〇
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日	交付年月日	令和〇年〇月〇日
負担割合	〇割	限度区分	〇〇
発行期日	令和〇年〇月	発行期日	令和〇年〇月
長期入院該当日		特定疾病区分・発行期日	
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名	大分県後期高齢者医療広域連合 <b>印</b>

お問合せ先

■ マイナンバーカード・マイナ保険証について

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 対応時間 平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30

■ 現行の被保険者証の廃止について

大分県後期高齢者医療広域連合コールセンターフリーダイヤル 0120-200-819

※対応時間:平日8:30~17:00(土日祝日と年末年始は休業)

※運用期間:令和6年11月1日(金)~令和7年8月29日(金)